

【岩手県農業再生協議会体制図】

1. 会員等（規約第5条関係）別表1のとおり
2. 役員（規約第7条関係）
 会長：岩手県農業協同組合中央会代表理事会長
 副会長：岩手県農林水産部長、全国農業協同組合連合会岩手県本部
 本部長、一般社団法人岩手県農業会議会長
 監事：岩手県信用農業協同組合連合会代表理事理事長、岩手県農
 業共済組合長
3. 総会の議決事項（規約第16条関係）
 - ① 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関する事
 - ② 事業報告及び収支決算に関する事
 - ③ 諸規程の制定及び改廃に関する事
 - ④ 実施しようとする事業の実施方針・実施計画等に関する事
 - ⑤ その他県協議会の運営に関する重要な事項
4. 総会の特別議決事項
 - ① 規約の変更
 - ② 解散
 - ③ 会員の除名
 - ④ 役員解任

- (別表1：会員等)
- ① 会員（規約第5条第1項）
 岩手県農林水産部
 岩手県農業協同組合中央会
 岩手県信用農業協同組合連合会
 全国農業協同組合連合会岩手県本部
 岩手県市長会
 岩手県町村会
 一般社団法人岩手県農業会議
 岩手県農業共済組合
 公益社団法人岩手県農業公社
 岩手県土地改良事業団体連合会
 岩手県農業農村指導士協会
 株式会社純情米いわて
 株式会社日本政策金融公庫盛岡支店
 - ② 参与（規約第5条第3項）
 東北農政局地方参事官（岩手県拠点）

- 【幹事会】（規約第20条関係）**
1. 幹事長：岩手県農林水産部農政担当技監
 幹事等：別表2
 2. 所掌事項（規約第21条関係）
 - ① 総会に付議すべき事項に関する事
 - ② 総会の議決した事項の執行に関する事
 - ③ その他幹事会において必要と認めた事項に関する事

- (別表2：幹事長以外の幹事等)
- ① 幹事
 岩手県農業協同組合中央会参事
 全国農業協同組合連合会岩手県本部副本部長
 一般社団法人岩手県農業会議専務理事
 公益社団法人岩手県農業公社常務理事
 株式会社純情米いわて専務取締役
 - ② 助言者
 東北農政局（岩手県拠点）職員

- 【事務局】（規約第23条関係）**
1. 構成団体等
 岩手県農林水産部、岩手県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会岩手県本部、一般社団法人岩手県農業会議、
 公益社団法人岩手県農業公社、株式会社純情米いわて、その他会長が必要と認めた機関及び団体
 2. 組織と業務分担

事務局長：岩手県農業協同組合中央会 J Aいわてグループ農業担い手サポートセンター長（協議会事務の総括）

事務局次長	所管する事務処理
岩手県農林水産部 農業振興課総括課長 " 農産園芸課総括課長 " " " " " " " " " 畜産課総括課長	担い手の育成・確保に係る事務 経営所得安定対策等推進事業に係る事務 県及び市町村別の米の生産目安に係る事務 施設園芸等燃料価格高騰対策事業に係る事務 産地パワーアップ事業に係る事務 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業に係る事務 耕畜連携の推進に係る事務
岩手県農業協同組合中央会 J Aいわてグループ 農業担い手サポートセンター 営農農政班次長	岩手県経営所得安定対策等推進事業に係る事務
一般社団法人岩手県農業会議事務局長	耕作放棄地の再生利用に係る事務 担い手の育成・確保に係る事務 収入減少影響緩和交付金に係る農業者の積立金に係る事務

現地駐在の事務局員：県広域振興局農政部または農林部、農林振興センター職員
 （業務）地域協議会が実施する関連対策に係る各種指導・連絡調整

- 【各地域協議会】**
 市町村、農業委員会、農協、共済組合、土地改良区等、地域段階の農業関係機関・団体で構成